STマーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会 会 長 戸所 正敏 (会長印省略)

玩具の金属製部品(非塗装・非被覆のもの)に対する鉛安全対策の拡大について (通知)

皆様には、日頃、当協会の事業実施につきご協力を賜っておりますことに厚く御礼 を申し上げます。

さて、当協会は、平成 18 年 3 月の東京都生活文化局の調査「金属製アクセサリー類等に含有する重金属類の安全性に関する調査」を契機として、金属製アクセサリー類等を子どもが誤飲した場合における安全を確保するために、平成 18 年 7 月 1 日から S T 基準の追加的暫定措置として「玩具に該当する金属製アクセサリー類等についての鉛安全対策」を講じてきております。

金属製の部品(非塗装・非被覆のもの)は、金属製アクセサリー類等からだけではなく、その他の玩具からも生じる可能性があります。

そして、上記の「玩具に該当する金属製アクセサリー類等についての追加的措置」 の実施状況等を踏まえて、その対象を拡大することについて提案がありました。

本件につき、当協会の安全環境委員会・ST判定会議で検討がなされ、平成19年3月29日の理事会において、当該措置の対象を玩具の金属製部品(非塗装・非被覆のもの)全体に拡大することとなりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、<u>関係資料を同封させて頂きます。本措置は本年7月1日より実施さ</u>れますので、宜しくお願い致します。

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田 Tm 03-3829-2513)までお問合せ願います。

2006年7月1日より実施されている「「子供用金属製アクセサリー類等」の鉛に関する追加的措置」に関し、その対象を「子供用金属製アクセサリー類等」から玩具の金属製部品全般(非塗装・非被覆のもの)に拡大する。

1. 玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの)については、<u>玩具本体</u>又は<u>その取外し可能な構成部品</u>が「小部品シリンダー」に納まる場合(誤飲の可能性あり)、当該玩具又はその構成部品に対する玩具安全基準(ST基準)として、「ST基準 1.5(塗装)」で適用されている「鉛の溶出基準値(90ppm)」と、 ISO8124-3:1997「8.5 ガラス/セラミック/金属材料」の試験方法(EN71-3:1995「8.5」も同旨)を暫定的に要件として追加する。

この基準を満たさないときは、ST検査機関が行うST基準適合検査に合格することができないことになり、当該玩具には「STマーク」を付すことができない。

- 2. 対象製品は、「玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの)」とする。
- 3. 対象となる製品の対象年齢は、「14歳以下」とする。 (なお、3歳未満を対象とする玩具は、玩具本体又はその取外し可能な構成部品等は、小部品シリンダーに収まってはならないため、その場合は本件措置によるまでもなく、ST検査不合格となる。)
- 4. 実施は、平成19年7月1日とする。
- 5. ST検査機関の検査料は、一検体7千円(消費税別)とする。

(説明)

- 1. 当協会は、東京都生活文化局の調査「金属製アクセサリー類等に含有する重金 属類の安全性に関する調査」を契機に、金属製アクセサリー類等を子どもが誤 飲した場合における安全性を確保することを目的に、平成 18 年 7 月から追加的 暫定的措置として鉛安全対策を講じてきたところである。
- 2. その際、当該措置を金属製アクセサリー類のみに限定するのではなく、「玩具全般」を対象として実施すべきではないかとの問題提起があった。これについては、金属製アクセサリー類等に対する措置の実施状況等を踏まえ、平成 19 年 3 月を目途に結論を出すこととされた。
- 3. 平成 19 年 3 月 13 日、S T 判定会議において本件を検討したところ、金属製アクセサリー類等についての鉛安全対策措置が定着したことを踏まえ、当該措置の対象を玩具からの金属部品全般に拡大することについて合意が得られ、平成19 年 3 月 29 日の理事会で決定された。
- 4. なお、本件措置は「子ども用金属製アクセサリー類等の鉛安全対策の措置」の 適用対象を拡大した措置として位置付け、ST基準の追加的措置として実施す るが、ST基準(第3部)の改定する際に本件改定内容も基準に正式に取り入 れるものとする。

玩具からの金属製部品についての安全対策

及び本件措置の位置付け

ST 第 1 部

物理的·機械的安全性

傷害

窒息

誤飲

<u>3歳未満</u>を対象年齢とする玩具

<u>玩具本体</u>又は<u>その取外し可能な構成部品</u>は、「小部品シリンダー」に納まらないこと。

取外しできない構成部品であっても、

①子供が接触な可能な部分の最大寸法が 6mm 以下の場合は 50N(5.1kg 重)、②接触可能な部 分の最大寸法が 6mm 超の場合は 90N(9.2kg 重) の力をかけたときに<u>分離する物体</u>があるとき は、当該分離した物体は「小部品シリンダー」 に納まらないこと。

表示ガイドライン:「絵記号・注意表記」

ST第2部 可燃性

ST 第 3 部

化学的安全性

重金属 8 元素(鉛を含む)

玩具の本体及びその構成部品に施された**「塗装」** を検査

玩具本体 又はその取外し可能な構成部品が「小部 品シリンダー」に納まる場合(誤飲の可能性あ り)、当該玩具又はその構成部品に対する玩具安 全基準(ST基準)として、「ST基準 1.5(塗 装)」で適用されている「鉛の溶出基準値 (90ppm)」と、ISO8124-3:1997「8.5 ガラス/ セラミック/金属材料」の試験方法(EN71-3:1995

「8.5」も同旨)を暫定的に要件として追加する。

3歳以上を対象年齢とするものであっても、